

神奈川県後期高齢者医療広域連合による
後期高齢者医療制度の保険料等について（報告）

平成19年11月16日（金）に、神奈川県後期高齢者医療広域連合において臨時会が開催され、保険料等を定めた条例が議決により制定されましたので、その概要等についてご報告いたします。

1 制定された条例

「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」

2 条例の概要

(1) 保険料

- ① 平成20年度及び平成21年度の所得割率は100分の7.45とする。
- ② 平成20年度及び平成21年度の被保険者均等割額は39,860円とする。
- ③ 被保険者の保険料賦課限度額は50万円とする。
- ④ 低所得者、被扶養者であった被保険者にかかる保険料の減額を定める。
- ⑤ 災害や所得減少、法定給付制限の場合に保険料を減免する。

(2) 葬祭費

被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として5万円を支給する。

(3) 保健事業

広域連合は、健康診査その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を実施することができる。

こと等が定められています。

3 広域連合条例制定に伴う、本市における今後の対応など

本市においても、保険料を徴収すべき被保険者や年金天引き以外の方法による徴収（普通徴収）の納期を定めた「後期高齢者医療に関する条例」などの制定が必要となります。制定にあたっては、広域連合や他市町村及び本市国民健康保険・介護保険などの例も参考にしながら対応してまいります。

なお、条例については、平成20年第1回定例会で上程し、ご審議をいただく予定です。

制定が必要な条例	主な制定事項
後期高齢者医療に関する条例	・ 保険料を徴収すべき被保険者 ・ 年金天引き以外の方法による徴収（普通徴収）の納期
特別会計設置条例	・ 特別会計に、後期高齢者医療事業特別会計を追加

【参考】神奈川県における後期高齢者医療制度の保険料の概要について

1 保険料の算定について

保険料は、安定した財政運営を確保するために、法律（高齢者の医療の確保に関する法律）により2年単位で費用と収入を見込んで保険料率（「均等割額」及び「所得割率」）を算定することとされています。

① 保険料賦課総額＝医療給付費の10%＋	②財政安定化基金拠出金 ③審査支払手数料 ④葬祭費 ⑤保健事業 ⑥保険料減免	＋	⑦財政力に応じて 交付されない国 からの調整交付金
-------------------------	---	---	---------------------------------

【項目と説明（考え方）】

項目	説明（考え方）
① 医療給付費の1/10	被保険者数の増加率や医療費の動向等を踏まえて推計した医療給付費について、原則として1/10を保険料で負担します。
② 財政安定化基金拠出金	神奈川県に設置する「財政安定化基金（※）」への拠出金について、1/3を保険料で負担します。 （※）「財政安定化基金」：広域連合における保険料の収納不足や大幅な給付費増加に伴う財源不足に対して、資金の貸付及び交付を行うために都道府県に設置します。 【財源：国1/3 県1/3 広域連合（保険料負担）1/3】
③ 審査支払手数料	審査支払機関（神奈川県国民健康保険団体連合会）との協議により、診療報酬審査支払手数料について、1件98円とします。 【財源：全額保険料負担】 ※ 現行の老人保健（国保）単価：111.60円
④ 葬祭費	支給額は50,000円とします。 【財源：全額保険料負担】
⑤ 保健事業	被保険者の健康の保持増進のため、健康診査の機会を提供できるよう、健康診査事業を実施します。 【財源：全額保険料負担】
⑥ 保険料減免	保険料の法定軽減とは別に、特別の事情（※）により保険料の納付が困難になった方を対象として、広域連合独自に保険料の減免を実施します。 （※）特別な事情として認めるもの ア 震災、火災、風水害等により、現住する住宅等が半焼、半壊、床上浸水以上の被害を受けた場合 イ 世帯主の死亡や長期入院、失業等により所得が著しく減少し、生活に困窮した場合 ウ 刑事施設に収容されるなどにより当該期間の給付が制限される場合 などを想定しています。 【財源：全額保険料負担】
⑦ 財政力に応じて交付されない国からの調整交付金	国からの調整交付金は、財政力等に応じて交付されるものですが、「財政力に応じて交付されない額」は「財政力のある者が負担する額」という位置づけがされています。

均等割額：所得割額の割合は50：50が基本ですが、財政力に応じて交付されない国からの調整交付金は所得割に付加し、所得割保険料として被保険者が負担します。

2 一人あたりの保険料額等について

【均等割】

均等割総額 = 「医療給付費の 1/10 及び医療給付費以外の費用の合計額」の 50%

$$\text{① 一人あたり均等割額} = \text{均等割総額} \div \text{被保険者数}$$

【神奈川県 : 39,860 円】

【所得割】

所得割総額 = 「医療給付費の 1/10 及び医療給付費以外の費用の合計額」の 50%
+ 「調整交付金が交付されない額」の合計額

$$\text{② 一人あたり所得割額} = \text{被保険者所得} \times \text{所得割率} (\text{※})$$

※ 所得割率 = 保険料所得割額の計 ÷ 被保険者所得の計 【神奈川県 : 100 分の 7.45】

一人あたりの保険料額計 = ① 一人あたり均等割額 + ② 一人あたり所得割額
(賦課限度額 50万円/年)

【参考】国試算との比較（厚生年金の平均的な年金額 [208 万円] の受給者の場合）

	均等割額	所得割額	年間合計額	月額
国（医療給付費のみ）	37,200 円	37,200 円	74,400 円	6,200 円
神奈川県	39,860 円	40,975 円	80,830 円	6,730 円
うち医療給付費相当分 (前ページ表①の部分)	36,600 円	37,560 円	74,160 円	6,180 円
うちその他の経費分 (前ページ表②～⑦の部分)	3,260 円	3,415 円	6,670 円	550 円

3 保険料の軽減について

(1) 低所得世帯に属する方の軽減措置

所得の低い世帯に属する被保険者に対する措置として、法律・政令の規定により、被保険者本人と世帯主及び同一世帯の他の被保険者の前年所得を合計した額が次のアからウに示す基準以下の方に対し、それぞれ被保険者均等割額を減額します。

総所得金額等	減額割合
ア 33 万円	7 割
イ 33 万円 + 24.5 万円 × 当該世帯に属する被保険者数 (被保険者である当該世帯主を除く。)	5 割
ウ 33 万円 + 35 万円 × 当該世帯に属する被保険者数	2 割

(2) 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減措置 (※)

後期高齢者医療制度に加入する直前に、健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方については、激変緩和のため、制度加入時から 2 年間、所得割を課さず、被保険者均等割額を 5 割軽減します。

ただし、このうち所得の少ない世帯に属する者として 7 割減額が適用される方については、7 割減額が優先的に適用されます。

※ (2)については、平成 20 年 4 月以降、凍結などの見直しが予定されています。

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 後期高齢者医療給付（第2条）
- 第3章 保険料（第3条―第20条）
- 第4章 保健事業（第21条）
- 第5章 雑則（第22条）
- 第6章 罰則（第23条―第27条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う後期高齢者医療については、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）その他の法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 後期高齢者医療給付

（葬祭費）

第2条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、法第86条第1項本文の規定により葬祭費として5万円を支給する。

第3章 保険料

（保険料の賦課額）

第3条 法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第99条第2項に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

2 前項の賦課額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（保険料の所得割額）

第4条 前条第1項の所得割額は、被保険者に係る保険料の賦課期日（法第106条に規定する賦課期日をいう。以下同じ。）の属する年の前年の所得に係る地方

税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第7条第1項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率（以下「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、広域連合における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条第1項、この項本文、次条から第8条までの規定により当該被保険者に係る保険料の賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第9条に定める賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「省令」という。）第83条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

(1) 第10条第3号に規定する所得割総額

(2) 被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき省令第85条で定めるところにより算定した特定期間（法第116条第2項第1号に規定する特定期間をいう。以下同じ。）における各年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の合計額の見込額

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。

3 第1項の所得割率に小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

4 第1項の所得割額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（保険料の被保険者均等割額）

第5条 第3条第1項の被保険者均等割額は、第10条第3号に規定する被保険者均等割総額を当該特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 前項の被保険者均等割額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(所得割率及び被保険者均等割額の適用)

第6条 所得割率及び前条第1項の規定により算定された被保険者均等割額は、広域連合の全区域にわたって均一とする。

(所得割率)

第7条 平成20年度及び平成21年度の所得割率は、100分の7.45とする。

(被保険者均等割額)

第8条 平成20年度及び平成21年度の被保険者均等割額は、39,860円とする。

(保険料の賦課限度額)

第9条 第3条第1項の賦課額は、50万円を超えることができない。

(保険料の賦課総額)

第10条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額(第12条又は第13条に規定する基準に従い第3条から前条までの規定により算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の合計額の合計額(以下「賦課総額」という。)は、次のとおりとする。

(1) 賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、法第70条第3項(法第74条第10項、第75条第7項及び第76条第6項において準用する場合を含む。)及び第78条第7項の規定による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用(法第70条第4項(法第74条第10項、第75条第7項、第76条第6項及び第78条第8項において準用する場合を含む。)の規定による委託に要する費用を含む。)の額、財政安定化基金拠出金及び法第117条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用の額、法第116条第2項第1号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額、保健事業に要する費用の

額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）の額の合計額

イ 法第93条、第96条及び第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入の額の合計額

(2) 前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき保険料の額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる保険料の額の合計額の合計額の割合として省令第89条で定める基準に従い算定される率とする。

(3) 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額のすべての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して省令第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

(賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合)

第11条 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3 前2項において算定した保険料の賦課額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(所得の少ない者に係る保険料の減額)

第12条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

(1) 当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合

には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。) 現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得(令第18条第4項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得をいう。以下この条において同じ。)の金額の合計額の当該世帯における合算額が地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

(2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者(当該世帯主を除く。)の数に24万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に35万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

2 前項各号の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとして計算する。

3 第1項各号及び前項の規定により算定した減額する額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額)

第13条 被扶養者であった被保険者（前条第1項第1号及び第2号の規定による減額がされない被保険者に限る。）について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を控除した額とする。

2 前項の規定により算定した減額する額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(保険料の額の通知)

第14条 保険料の額が定まったときは、広域連合長は、速やかにこれを被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(徴収猶予)

第15条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、被保険者又は連帯納付義務者（法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する者をいう。以下この条及び次条において同じ。）の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間を限って、その徴収を猶予することができる。

- (1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと。
- (3) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が心身に重大な障害を受け、又は長期入院したことにより、収入が著しく減少したこと。
- (4) 被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、広域連合長に申請しなければならない。

- (1) 被保険者の氏名及び住所

(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 徴収猶予を必要とする理由

3 第1項の規定により保険料の徴収の猶予を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

(保険料の減免)

第16条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する被保険者又は連帯納付義務者に対し、その者の保険料を減免することができる。

(1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、現住する住宅について著しい損害を受けたこと。

(2) 被保険者が法第89条による給付制限に該当するに至ったこと。

2 広域連合長は、第12条第1項各号に規定する所得の少ない者に係る保険料の減額の適用を受けない者であって、次の各号のいずれかに該当することにより生活が困窮し、保険料を納付することができないと認められる被保険者又は連帯納付義務者に対し、その者の保険料を減免することができる。

(1) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと。

(2) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が心身に重大な障害を受け、又は長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

(3) 被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

3 前2項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、広域連合長に申請しなければならない。

(1) 被保険者の氏名及び住所

(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 減免を必要とする理由

4 第1項又は第2項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第17条 被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員で

ある被保険者は、被保険者及びその属する世帯の世帯主その他その世帯に属する被保険者の所得その他広域連合長が必要と認める事項を記載した申告書を広域連合長に提出しなければならない。ただし、当該被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が関係市町村（神奈川県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月11日神奈川県指令市町第4号）第2条に規定する関係市町村をいう。以下同じ。）の長に提出されている場合又は被保険者、その属する世帯の世帯主及びその世帯の他の世帯員である被保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りではない。

（保険料の納付）

第18条 保険料は、第3条から前条までの規定により、当該関係市町村に住所を有する被保険者及び法第55条の規定の適用を受ける被保険者に対して賦課した保険料の額を当該被保険者から関係市町村が徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。

（関係市町村が徴収すべき保険料の額）

第19条 関係市町村は、当該関係市町村に住所を有する被保険者及び法第55条の規定の適用を受ける被保険者から保険料を徴収する。

2 保険料の賦課期日後に被保険者が住所を有しなくなった関係市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有しなくなった日の翌日の属する月の前月まで月割りをもって行う。ただし、当該関係市町村に住所を有しなくなった日に他の関係市町村に住所を有するに至ったときは、その住所を有しなくなった日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3 前項の規定により算定した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 保険料の賦課期日後に被保険者が住所を有することとなった関係市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有することとなった日の属する月から月割りをもって行い、保険料の額は当該被保険者が賦課された保険料の額から前2項の規定により算定した額を控除して得た額とする。

（延滞金の納付）

第20条 延滞金は、保険料を徴収する関係市町村が当該被保険者から徴収し、そ

の徴収した額を広域連合に納付するものとする。

第4章 保健事業

(保健事業)

第21条 広域連合は、法第125条第1項の規定により、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行うことができる。

(1) 健康診査

(2) 前号に掲げるもののほか、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

第6章 罰則

第23条 法第54条第1項の規定による届出をしない被保険者（同条第2項の規定により当該被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたものを除く。）

又は虚偽の届出をした被保険者は、10万円以下の過料に処する。

第24条 法第54条第4項又は第5項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。

第25条 正当な理由がなく法第137条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者は、10万円以下の過料に処する。

第26条 偽りその他不正の行為により徴収猶予した一部負担金に係る徴収金その他法第4章の規定による徴収金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

第27条 第23条から前条までの過料の額は、情状により、広域連合長が定める。

2 第23条から前条までの過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第2条 当分の間、被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者であって前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けたものについては、第12条第1項第1号から第3号までの規定中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額）」と、第12条第1項第2号及び第3号中「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」とする。

（平成20年度及び平成21年度における保険料の賦課総額の算定の特例）

第3条 平成20年度及び平成21年度における保険料の賦課総額の算定について第10条の規定を適用する場合には、同条中「第12条又は第13条」とあるのは「第12条、第13条又は附則第4条」とする。

（平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例）

第4条 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第12条及び第13条の規定にかかわらず、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に20分の19を乗じて得た額を控除した額とする。

2 平成20年度において、賦課期日後に被保険者の資格を取得し、又は喪失した被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第12条及び第13条の規定にかかわらず、前項の規定により算定した被保険者均等割額から当該被保険者均等割額を6で除して得た額に6から平成20年10月から平成21年3月までの間において被保険者資格を有する月数（当該被扶養者であった被保険者が資格を取得した日の属する月を含み、当該被扶養者であった被保険者が資格を喪失した日の属する月を除く。）を控除した数を乗じて得た額を控除した額とする。ただし、平成20年10月31日までの間に資格を喪失した被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、0円とする。

3 前2項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（平成20年度における市町村が徴収すべき保険料の額の特例）

第5条 平成20年度において、市町村が徴収すべき被扶養者であった被保険者に

係る保険料の額について、第19条の規定を適用する場合には、同条第2項中「算定は、」とあるのは「算定は、平成20年10月から」と、「ときは、」とあるのは「ときは、平成20年10月から」と、同条第4項中「属する月」とあるのは「属する月（当該月が平成20年9月以前の場合は、平成20年10月とする。）」とする。